

議案第 14 号

議決第 号

始良市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件

始良市国民健康保険条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年2月16日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

始良市国民健康保険条例（平成22年始良市条例第114号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「起算して1年6か月を超えないもの」を「通算して1年6か月間」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年1月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の始良市国民健康保険条例の規定は、この条例の適用日の前日において、支給を始めた日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金について適用し、適用日前に支給期間が満了した傷病手当金については、なお、従前の例による。